【改　正　後】

ＪＡバンクローン融資約款

本約款は、令和２年４月１日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するＪＡバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が２名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのＪＡバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。

ＪＡバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。ＪＡバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、ＪＡバンクローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第１条（元利金返済額等の自動支払）

１　借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が組合の営業日の場合はその日の翌営業日。以下同じ。）までに当回の元利金返済額（増額返済併用の場合、増額返済日には、増額返済の元利金返済額を当回の元利金返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。

２　組合は、各返済日に普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用貯金口座から払い戻しのうえ、当回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が当回の元利金返済額に満たない場合には、組合はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が延滞することになります。

３　借主の当回の元利金返済額相当額の繰入れが各返済日より遅れた場合には、組合は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

４　借主は、借入金にかかる手数料、保険料、保証機関保証料、その他借主が負担すべき費用の支払いについて、第２項の元利金の返済と同様に取り扱うことに同意します。

第２条（据置期間中の利息の自動支払）

借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第３条（利率変更の基準）

１　固定金利型

①　ローン契約書の借入条項（以下、「借入条項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。

②　金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。

２　変動金利型

借主および連帯保証人は、借入条項に定めた適用利率は、借入条項に定めた変動金利の基準利率（以下、「基準利率」という。）を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、基準利率が廃止された場合および金融情勢の変化、その他相当の事由により組合が基準利率を適用することを廃止した場合には、組合が定める利率を基準利率と読み替えて適用されることに同意します。

第４条（変動金利型の利率の変更）

１　前条の基準利率が変更されたときは、借入条項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。

①　借入れ後第１回目の利率変更の場合

新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）

②　借入れ後第２回以降の利率変更の場合

新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－変更前の利率を定めた時の基準利率）

２　借入条項に定めた新利率の適用開始日が「年２回定時見直し」の場合の新利率の適用開始日は、以下のとおりとします。

①　基準日が４月１日の場合には基準日の属する年の５月の約定返済日の翌日とし、基準日が10月１日の場合には基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とします。

②　当回返済分が年１回返済または年２回返済の場合や増額返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の６月および12月の約定返済日に対応する日の翌日とします。

３　本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、当回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第５条（返済方法）

１　借主は、利率に変更のない場合は借入条項に基づき返済額（当回返済分の元利金返済額および増額返済分の元利金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第３条および第４条により利率の変更が行われた場合は、新利率、残元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

２　ただし、借入条項で元利金の返済方法を元利均等（賞与見直し５年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。

①　借入日から10月１日の基準日を５回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、当回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。

②　返済額の変更は10月１日の基準日を５回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。

③　以降、10月１日の基準日を５回経過することに前号により算出された新返済額（ただし、従前の返済額の1.25倍を限度とします。）を支払うものとします。

④　返済額の変更により借入条項の最終期限が繰り上がる場合には組合の事前の通知により指定された日を最終期限とすることに同意します。

⑤　当回返済分の約定利息について、第３条および第４条による利率の変更により当回の約定利息が所定の当回返済分の元利返済額を超える場合には、その超過額（以下、「未払利息」という。）の支払いは遅り延べるものとします。この未払利息が発生した場合、次回以降の返済額から支払うものとし、その元当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。

⑥　増額返済分の約定利息について、未払利息が発生した場合は、次回以降の増額返済分から当回返済分とは別箇に支払うものとし、前号に準じて取扱うものとします。

⑦　第２号により返済額の変更を行った際に、未払利息の繰り延べがある場合は、５年ごとの返済額変更を行うこととし、組合所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、元当順序は第５号と同様とします。

⑧　最終の返済額の変更以降、金利変更に伴い最終期限に借入金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。

３　支払利息は次により算出するものとします。

①　月割計算の場合は、当回返済分、増額返済分の利息は『当回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過日数÷12』で計算します。年365日日割計算の場合は『当回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過日数÷365』で計算します。

②　据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。

③　利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日の翌日から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、同場計算の場合は借入日当日を合めて利息を計算し、片場計算の場合は借入日当日を合めずに利息を計算します。

④　利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によります。

４　第１回または最終回の返済額については端数調整のため、当回の返済額と異なる場合があります。

第６条（繰上返済）

１　借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入金の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入条項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。

２　借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。

３　全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）にできるものとします。

４　一部繰上返済をする場合は、以降の当回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または当回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できることとします。

【改　正　前】

ＪＡバンクローン融資約款

本約款は、令和２年４月１日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するＪＡバンクローン（住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、多目的ローン、フリーローン等をいう。）を借り入れる借主（借主が２名以上の場合には連帯債務とし、特に断りのない限り借主とは連帯債務者全員をいう。以下同じ。）、連帯保証人とのＪＡバンクローン融資契約書（金銭消費貸借契約証書）兼債務保証委託証書（以下、「ローン契約書」という。）に基づく契約に適用されます。

ＪＡバンクローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。ＪＡバンクローンの借入に先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、ＪＡバンクローンを借り入れることができません。

本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第１条（元利金返済額等の自動支払）

１　借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が組合の営業日の場合はその日の翌営業日。以下同じ。）までに当回の元利金返済額（増額返済併用の場合、増額返済日には、増額返済の元利金返済額を当回の元利金返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用貯金口座に預け入れておくものとします。

２　組合は、各返済日に普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用貯金口座から払い戻しのうえ、当回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が当回の元利金返済額に満たない場合には、組合はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が延滞することになります。

３　借主の当回の元利金返済額相当額の繰入れが各返済日より遅れた場合には、組合は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

４　借主は、借入金にかかる手数料、保険料、保証機関保証料、その他借主が負担すべき費用の支払いについて、第２項の元利金の返済と同様に取り扱うことに同意します。

第２条（据置期間中の利息の自動支払）

借主は、据置期間中の利息を前条に準じて支払うものとします。

第３条（利率変更の基準）

１　固定金利型

①　ローン契約書の借入条項（以下、「借入条項」という。）の適用利率に定めた利率は変更しないものとします。

②　金融情勢の変化その他相当の理由がある場合には、借主または組合は相手方に対し、一般的に合理的と認められる程度のものに変更することについて協議を求めることができるものとします。

２　変動金利型

借主および連帯保証人は、借入条項に定めた適用利率は、借入条項に定めた変動金利の基準利率（以下、「基準利率」という。）を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。ただし、基準利率が廃止された場合および金融情勢の変化、その他相当の事由により組合が基準利率を適用することを廃止した場合には、組合が定める利率を基準利率と読み替えて適用されることに同意します。

第４条（変動金利型の利率の変更）

１　前条の基準利率が変更されたときは、借入条項に定めた新利率の適用開始日から、次により計算された適用利率を適用するものとします。

①　借入れ後第１回目の利率変更の場合

新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－当初借入利率を定めるために基準とした基準利率）

②　借入れ後第２回以降の利率変更の場合

新利率＝変更前の利率＋（基準日の基準利率－変更前の利率を定めた時の基準利率）

２　借入条項に定めた新利率の適用開始日が「年２回定時見直し」の場合の新利率の適用開始日は、以下のとおりとします。

①　基準日が４月１日の場合には基準日の属する年の５月の約定返済日の翌日とし、基準日が10月１日の場合には基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とします。

②　当回返済分が年１回返済または年２回返済の場合や増額返済分の新利率の適用開始日は、基準日の属する年の６月および12月の約定返済日に対応する日の翌日とします。

３　本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、当回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面により通知するものとします。

第５条（返済方法）

１　借主は、利率に変更のない場合は借入条項に基づき返済額（当回返済分の元利金返済額および増額返済分の元利金返済額、以下同じ。）を支払うものとし、第３条および第４条により利率の変更が行われた場合は、新利率、残元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

２　ただし、借入条項で元利金の返済方法を元利均等（賞与見直し５年・125%）とした場合は、以下により返済額を支払うものとします。

①　借入日から10月１日の基準日を５回経過するまでは、その間に利率の変更があっても、当回返済分、増額返済分の返済額を変更しないものとします。

②　返済額の変更は10月１日の基準日を５回経過した後に行うものとし、新返済額は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した金額を支払うものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。

③　以降、10月１日の基準日を５回経過することに前号により算出された新返済額（ただし、従前の返済額の1.25倍を限度とします。）を支払うものとします。

④　返済額の変更により借入条項の最終期限が繰り上がる場合には組合の事前の通知により指定された日を最終期限とすることに同意します。

⑤　当回返済分の約定利息について、第３条および第４条による利率の変更により当回の約定利息が所定の当回返済分の元利返済額を超える場合には、その超過額（以下、「未払利息」という。）の支払いは遅り延べるものとします。この未払利息が発生した場合、次回以降の返済額から支払うものとし、その元当順序は未払利息、約定利息、元金の順とします。

⑥　増額返済分の約定利息について、未払利息が発生した場合は、次回以降の増額返済分から当回返済分とは別箇に支払うものとし、前号に準じて取扱うものとします。

⑦　第２号により返済額の変更を行った際に、未払利息の繰り延べがある場合は、５年ごとの返済額変更を行うこととし、組合所定の計算方法により新返済額を算出するものとします。なお、元当順序は第５号と同様とします。

⑧　最終の返済額の変更以降、金利変更に伴い最終期限に借入金の一部および未払利息が残る場合には、最終期限に一括して支払うものとします。

３　支払利息は次により算出するものとします。

①　月割計算の場合は、当回返済分、増額返済分の利息は『当回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過日数÷12』で計算します。年365日日割計算の場合は『当回返済分または増額返済分の借入元金残高×年利×経過日数÷365』で計算します。

②　据置期限のある場合の据置期限までの利息計算についても前号と同様に計算します。

③　利息前払の場合は、各利払日に次の利払日までの利息を前払します。また、利息後払の場合は、各利払日に前回の利払日の翌日から今回の利払日までの利息を後払します。ただし、初回利息計算では、同場計算の場合は借入日当日を合めて利息を計算し、片場計算の場合は借入日当日を合めずに利息を計算します。

④　利払日、基準利率見直しによる新利率の適用開始日が組合の信用事業の休業日となる場合の利息計算方法は、組合の定める方法によります。

４　第１回または最終回の返済額については端数調整のため、当回の返済額と異なる場合があります。

第６条（繰上返済）

１　借主は、ローン契約書および本約款に基づいて借り入れた借入金の一部または全部を次の各項に従って期限前に繰り上げて返済できるものとします。この場合には、借主は借入条項の繰上返済の通知期限までに組合に通知することとします。

２　借主は、繰上返済による利息の取扱いは組合所定によるものとすることに同意します。

３　全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）にできるものとします。

４　一部繰上返済をする場合は、以降の当回返済額を減額するか、最終返済期日を繰り上げるか、または当回返済額を減額するとともに最終返済期日を繰り上げるかのいずれかの方法によることとし、繰上返済申込時に選択できることとします。